

## 会議等報告書

会議等の名称	第5回あんジョイプラン10（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）策定委員会
主催	高齢福祉課
日時	令和5年11月10日(金)午後1時30分から午後3時まで
場所	市役所本庁舎3階 第10会議室
傍聴人	3名
内容	別添会議資料のとおり

典礼：高齢福祉課課長

### 1 会長あいさつ

あんジョイプランはご承知の通り、福祉計画というものは高齢者、障害者、児童と3つに分かれているわけですが、このあんジョイプランは高齢者向けの計画ということで、介護保険の計画、それから高齢者福祉計画、この2つを合わせて「あんジョイプラン」と、安城市だけがそのように呼んでいるものです。この計画がだいたい形を成してきて、パブリックコメントに出すところまでできています。我々の仕事は、この計画がこれでいいかどうか、順調に運べるものかどうか、そういうところをご検討いただいてご意見をいただくということになると思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

### 2 議題

#### (1) あんジョイプラン10（計画案）について

事務局：資料①（あんジョイプラン10計画案）を使って説明します。

はじめに、パブリックコメントを12月に実施しますので、目次を使って、あんジョイプラン10の全体構成を説明させていただきます。

第1章は、計画策定にあたってということで、計画策定の背景と趣旨、内容と期間、策定体制、計画策定に向けた事前調査である実態調査や懇話会について、記載しております。

第2章は、高齢者を取り巻く現状ということで、高齢者の現状を把握するため人口の推計や日常生活圏域の設定、高齢化の状況、そのほか高齢者に関する世帯や住居、健康状態、社会参加、調査から見た高齢者像を記載しております。

第3章は、基本理念、基本目標、計画の体系、重点施策を記載しております。

第4章は、第3章の基本目標に合わせて、施策・個別事業を記載しております。

第5章は、介護保険事業の運営ということで、基本的な考え方、介護保険サービスの概要、地域支援事業の概要、地域包括支援センターの運営、サービス料及び保険料の算定の内容を記載しております。

第6章は、施設整備計画ということで、プラン10の期間中に整備する介護保険関連施設と高齢者福祉施設について、記載しておりますが、今のところ、特別養護老人ホーム・グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護について、令和6年4月開所を予定しておりますので、今後は、開所した後の状況により施設整備を検討していきます。

第7章は、計画の推進体制を記載しております。

以上が、現在のあんジョイプラン10の構成となっております。

また、今回送付させていただいた資料①の巻末に、参考資料として「用語集」ができました。こちらにもパブリックコメントに掲載したいと考えておりますので、後ほど説明させていただきます。

続きまして、前回からの変更点です。

内容について、前回から大きく変更した部分は、ありませんが、お手元の資料①で赤字になっている部分が、前回から変更した部分となっております。

まず、机上に置かせていただいた3Pの資料ですが、介護保険事業計画の表中の年度の記載に誤りがありましたので、差し替えをお願いします。

次に、6Pの第2章、人口の推移ですが、あんジョイプラン10に掲載する数値は可能な限り、10月1日時点の数値を掲載いたします。

本市の総人口は、188,456人、65歳以上の高齢者人口は、41,250人となっております。前回までは推計値でしたが今回は実績値です。

次に、7Pの人口ピラミッドですが、6Pの令和5年と令和8年の数値に合わせて変更しております。

8Pの日常生活圏域の設定ですが、こちらにも10月1日時点の数値を掲載しております。

9Pの日常生活圏域設定図ですが、図の左側の令和6年4月開所予定の施設が、安城南中学校区のグループホームを示さないといけないのですが、示す場所が間違えておりましたので、机上の資料と差し替えをお願いします。

10Pの高齢化の状況ですが、こちらは、国立社会保障・人口問題研究所のデータが更新される予定ですので、公表されましたら最新のものを記載しますが、パブリックコメントに間に合わない場合は、このままの数値で記載させていただきます。

11Pの中学校区別の高齢化の状況です。こちらにも10月1日時点の数値を掲載しております。全体的に高齢化率が上がっております。また、その下のグラフも表に合わせて修正しております。安城北中学校区の高齢者人口は7,179で表の方が正しい数値です。

12Pの認定の状況ですが、こちらは、令和5年9月末時点の介護保険事業状況報告が更新予定ですので、令和5年度の実績値が更新され次第修正します。

13Pの認定率の推移も同じく、更新予定となっております。

14Pの世帯構成の推移も10月1日時点の数値を掲載しております。

15Pの住居の状況については、国勢調査の資料を使用しておりますので、令和2年度の資料のままとなります。その下の有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームが9月に1つ開所しておりますので、修正しております。

31Pの基本目標の1-1介護予防と生活支援の充実のところに記載していた「若い時期からのフレイル予防を推進する」を1-2健康づくりの推進に移動しましたので、机上の資料との差し替えをお願いします。

事業としましては、一体的に取り組んでおりますが、介護予防とフレイル予防の効果をはっきりさせるために、分けさせていただきます。

次に、第4章の個別事業のなかで、令和8年度の目標値がすべて出そろいましたので、入力しております。

以上が変更になった部分となります。

続きまして、第9期の介護保険料について、説明させていただきます。

介護保険制度は、国・都道府県・市区町村がそれぞれ財政的な責任を持って運営しています。国は法律や基準を定めるとともに、都道府県や市区町村に対して補助金を交付しています。都道府県は介護サービスの計画や監督を行うとともに、市区町村に対して助成金を交付しています。市区町村は介護サービスの実施や認定を行うとともに、介護保険料を徴収しています。

P86の「介護サービス量・保険料の見込み」から改めて説明させていただきます。

まず、将来人口推計をもとに「被保険者数」を推計し、高齢化や重度化予防の効果などを勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

最後に、サービス種類ごとに1人1月あたりの利用回数を推計し、平均利用単価を乗じて月当たりの給付費を推計します。これをベースに、第1号被保険者の保険料を算定します。

P87の人口推計及び被保険者数をご覧ください。

総人口と第1号被保険者、第2号被保険者の人数を推計したグラフです。

住民基本台帳の過去5年分の数値から算出しました。第1号被保険者は、令和22年まで増加し続ける見込みです。しかし、第2号被保険者は、令和12年度に減少し始めます。40歳から64歳までの人口が減少することがわかります。

変化率は、令和3年度から5年度の平均率変化率を用いております。

その下の表は、要介護認定者数と認定率を推計しております。

令和6から8年度は、後期高齢者数の3年間の伸びの平均値を勘案して算出しました。また、令和12年、17年、22年度は、後期高齢者数の過去5年間の伸びの平均値を勘案して算出しております。認定者数も増加し続ける見込みです。

次の88Pは、介護予防サービスのサービス見込額、利用者数、回数を推計したグラフとなっております。介護予防サービスの対象者は、要支援の方です。

89Pは、介護サービス見込みとなっております。対象者は、要介護の方です。

どちらも介護サービスの見込みについては、令和4年度の利用実績をベースに、今年度の令和5年度の利用状況を勘案して令和6年度以降を推計したものになります。

次の90Pは、施設サービス利用者数を推計しております。

令和6年4月に開所する施設もあり、利用の増加が見込まれますので、実績値ベースよりも増加しております。

同じページの地域支援事業費も実績値に基づいて推計しております。

続いて、91Pは、標準給付費を記載しております。

標準給付費は、総給付費に、特定施設入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた費用となります。

ここで、お手元の「資料②\_保険料の補足資料」をご覧ください。介護サービスに係る給付費の総計が黄色い部分になります。そして、実績値でのR4とR5（予定）の差をみていただくと、5億8千2百万となっております。まだ年度の途中ですが、実

績値ベースで令和4年度に比べて、令和5年度の利用がこれだけ伸びる予定となっております。

したがって、令和6年度の数值も伸びていくという推計を行っております。緑色の部分の総給付費を含む標準給付費見込額と青色の部分の地域支援事業費も令和5年度の実績予定値が伸びております。

また、被保険者及び認定者も増加傾向ですので、介護サービスに係る必要な費用が今後増えていくと予想されます。

それでは、91Pに戻ってください。

この表の中に、赤い色の空欄部分が3つありますが、こちらは、年末までに国から示される予定となっている部分です。示され次第入力を行います。

この部分は、保険料の金額に影響しますので、次のページで示す保険料は、暫定値となります。

92Pは、第1号被保険者保険料の見込みを示しております。

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する第1号被保険者負担分相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込み、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定します。また、「保険者機能強化推進交付金等の交付見込額」の欄が空欄となっておりますが、年末の制度改正と合わせて入力いたします。

介護保険料の金額については、「保険料基準額（月額）」に示しております。保険料の収納率を99%とし、所得段階を現状の14段階として算定した場合。あんジョイプラン10計画期間中（令和6年度から8年度まで）における介護保険の基準額は5,203円となる見込みです。この金額は、介護給付費準備基金に積み立てていた基金を全額・取り崩した結果の金額となります。

なお、この基準額は、現時点での暫定値です。年末に介護保険サービスの報酬改定など制度改正が予定されており、総給付費もそれに合わせて増減し、保険料が変わりますのでご承知おきください。

あんジョイプラン10計画期間中の介護保険料は、制度改正の発表後に確定することになります。次回の策定委員会でお示しすることになります。

93Pは、所得段階別の被保険者の割合と人数を示しております。第5段階から第7段階の間に半数の方がいるのがわかります。

94Pは、所得段階別の保険料を示しております。介護保険料は、その人の負担能力

に応じた保険料を負担することとなっています。5段階目の金額を基準額とし、所得に応じて14段階の保険料を設定しています。所得段階については、現在国の方で検討が進んでおり、段階が変更になる可能性がございます。こちらは報道発表などで明らかになってきている部分ではありますが、全て示されている状況ではございません。こちらにつきましても、わかり次第、対応してまいります。保険料についての説明は以上になります。

次に、参考資料として、用語集を作成しました。できるかぎりわからない語句がないように、前回よりも用語を増やしておりますが、追加した方がよい用語や記載内容に気になる部分などありましたら、ご意見をいただけると幸いです。(前回：28個 今回：53個)

最後に、パブリックコメントについて説明します。机上に「パブリックコメントによる意見募集について」をご覧ください。

計画案の閲覧場所は、高齢福祉課、へきしんギャラクシープラザ（安城市文化センター）、各地区公民館、市民交流センター、東祥アリーナ安城（市体育館）、青少年の家、図書情報館（アンフォーレ内）、社会福祉会館、各福祉センター ※市公式ウェブサイトにも掲載します。こちらのウェブサイトでは、「あいち電子申請システム」を活用し、パソコンやスマホから意見を提出することができます。

閲覧期間は、令和5年12月5日（火）～令和6年1月5日（金）です。計画案に意見を提出できる人は、市内に在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体及び市内で活動する人です。

意見の提出方法は、高齢福祉課に持参又は、郵送、ファックス、Eメールとなります。(全て期限内必着です) 電話による意見の提出は、受け付けておりません。市の対応としましては、いただいた意見について市の考えを公表します。パブリックコメントの実施については、広報の12月号と市公式ウェブサイトに掲載されます。

なお、その他に、障害福祉課が策定する「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」、社会福祉課が策定する「第5次安城市地域福祉計画」、健康推進課が策定する「第2次のち支える安城計画」の、3つの計画も、本計画と期間を合わせて実施する予定でございます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

#### 意見・質問

会 長：14Pの世帯状況に住民基本台帳のデータが載っているが、同じ敷地内で離れて暮らしている場合も高齢者単身世帯と言えるのかどうか。本当の一人暮らしとは

実態が違うので、今後正確に把握するためにはそういった背景も踏まえてご研究いただきたい。

会 長：パブリックコメントの計画案の配布先について、老人クラブは現在90団体くらいあって連合会という組織になっているが、高齢者を念頭に置いたプランであって高齢者の方にわかっていただかないといけないので、各老人クラブにも配布してはどうか。

A 委員：配ってもらえればありがたいと思います。

事務局：配布するような形をとらせていただきたいと思いますので、検討させていただきます。よろしくをお願いします。

B 委員：パブリックコメントというのは、各公共施設に置かれるわけですが、どのような状態で置かれるのでしょうか。テーブルに置かれて、関心のある人がめくっていく、というような形になるのですか。

会 長：ウェブサイトで公開されるようになったので今までに比べると楽になったが、そういう形で見られない人もいます。

事務局：今年はパブリックコメントに出す計画が多く、公民館でも机の上にファイル綴じが並んで、それを見ていただくという形になると思います。家でじっくり読みたければウェブサイトで閲覧していただく、という形になります。ファイルの置き場など、できるだけ時間を長く見てもらえるよう、公民館等とも一応調整をしておきます。

会 長：102Pの用語の「生成AI」の説明をもう少しわかりやすくしてほしい。

事務局：検討いたします。

会 長：他にはよろしいですか。それでは今日の議題はご了承いただいたということといたします。

### 3 野口顧問講評

事務局（野口顧問欠席のため、事前にいただいた意見を代読）：3点あって、1つ目は31Pの基本目標で、介護予防とフレイル予防の効果を分けて考えることが大切です。事業はこの2つを一体的に行っているようですが、フレイル予防については科学的なエビデンスがはっきりわかっておりますが、介護予防はこういった部分がわかってきておりません。この計画の中で、フレイル予防は健康づくりなんだということをはっきりとさせたほうがよいと思います。2つ目は33、34Pの重点施策で、2-4「介護者に対する支援」を重点としておりますが、2-1「住民主体の地域福祉活動の支

援」も大事なことだと思います。介護保険を使っていない8割の方たちは、みずから健康に気をつけ、介護保険を受けずに努力しています。あんジョイプランは高齢者のための福祉計画ですので、介護保険の対象となる方だけでなく、こういった方の意見も反映したのものになるともっと良い計画になると思います。そのために今後は、健康づくりや社会参加、生きがいくりに重きを置いた環境づくりに施策をシフトしていかれた方がいいと思います。最後に、アンケート調査の結果と施策がもっと絡めて記載できるといいと思いました。

事務局：1点目については分ける形で対応いたします。2点目の高齢者福祉計画の部分が少ないのではということについては今後の検討課題といたします。3点目についても合わせて今後検討いたします。

#### 4 その他

事務局：今回は令和6年1月26日（金）午後1時30分から、会場は市役所本庁舎3階災害対策本部室で開催を予定しています。

#### 5 閉会のことば（部長）

本日はお忙しい中、第5回あんジョイプラン10策定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございました。また委員の皆様から、それぞれのお立場で貴重なご意見をいただくことができ、お礼を申し上げます。今回の会議で出たご意見等について、直すべき部分については対応してまいりますので、よろしく願いいたします。今後は12月にパブリックコメントを行いまして、その結果について年明け1月の最後の委員会で説明させていただきますので、引き続きご協力をよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。